

練馬区立区民農園の利用者に係る処分および禁止行為に関する基準

1 趣旨

この基準は、練馬区立区民農園条例（平成 13 年 3 月練馬区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 12 条に規定する利用承認の取消し等を行う場合の基準および条例第 13 条に規定する禁止行為を明確にし、行政処分の手続の公平性を確保するとともに透明性の向上を図り、練馬区立区民農園（以下「農園」という。）の利用者に対して適正に行政処分を行うことにより、農園の管理維持に資することを目的とする。

2 条例第 12 条各号にかかる処分の基準

- （1）条例第 12 条各号に該当する以下の事項に違反し、区から文書による警告を受けたにもかかわらず、改善されない場合は、利用の承認を取り消す。ただし、区長が特に悪質性が高いと認める場合は、文書による警告を行わず、直ちに利用の承認を取り消すことができる。

ア 第 1 号 利用の目的または条件に違反したとき

（ア）営利目的で農園を利用した場合

（イ）農作業を目的としない利用をした場合

イ 第 2 号 条例、条例に基づく規則または区長の指示に違反したとき

（ア）農園を損傷し、または汚損した場合

（イ）土地の形質を変更し、または工作物を設置した場合

（ウ）定められた場所以外で火気を使用した場合

ウ 第 4 号 区長が特に必要であると認めたとき

農園の管理上、支障があると区長が判断する「3 条例第 13 条第 4 号の基準」に定める事項

- （2）条例第 12 条第 4 号に該当する以下の事項に違反し、区から文書による警告を受けたにもかかわらず、改善されない場合は、一定期間利用を停止する。

ア 使用料を納付期限までに故意に納付をしなかった場合。

3 条例第 13 条第 4 号の基準

- (1) 利用承認を受けていない者に農園を利用させること。
- (2) 区が定めた農園の利用時間を超えて利用すること。
- (3) 自動車により来園し、農園の近隣に路上駐車することまたは私有地もしくは農園の敷地内に許可なく駐車すること。
- (4) ペットを農園内に連れ込むこと。
- (5) 利用承認期間外に耕作すること。
- (6) 区が承認していない場所に、個人の農具、園芸資材等の私物を放置すること。
- (7) 農園内に農作業に供さない私物を持ち込むこと。
- (8) 区が用意した農具および備品等を農園外に持ち出すこと。
- (9) 農園内に区の許可なく掲示物を掲示すること。
- (10) 過度に飲酒をすること、過度に飲酒した状態で農園を利用することまたは飲酒を禁止した農園内で飲酒すること。
- (11) 雑草を繁茂させ、区画の境界を越えて他の区画または農園共用部に侵入させること。
- (12) 除草剤を使用すること。
- (13) 農薬を農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）で定める事項に違反して使用すること。

なお、農薬取締法で定める事項については、同法第 12 条による農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）の第 1 条「農薬使用者の責務」および第 2 条「表示事項の遵守」に準拠する。

- (14) 区が承認した区画以外で耕作を行うこと。
- (15) 他の利用者の区画に無断で立ち入ることまたは他の利用者が栽培する作物、使用する農具その他の物品を無断で使用し、または盗取すること。
- (16) 区が許可していない植物を植えることまたは区が指定する方法で栽培しないこと。
- (17) 農園において、利用者証の提示の求めに応じないことまたは利用者証を携帯しないこと。
- (18) 使用料を納付期限までに納付せず、区の督促にも応じないこと。
- (19) 雑草やごみなど、農園内で発生した廃棄物を適切に処分しないこと。
- (20) 農園外で発生した廃棄物を農園内に持ち込むこと。
- (21) その他、区長が特に管理上支障があると認めること。

4 適用日

令和8年3月1日から適用する。